

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2021.10.15

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
186	解説	① A社は、会社更生法に規定する更生手続開始の申立てを行っているため、 A社に対して有する売掛金は、個別評価金銭債権に該当します。 ② A社に対する買掛金は、実質的に債権とみられない金額に該当します。	全文削除	2021.8.12
111	解説	① 納税充当金のうち、26,800,000円(=18,000,000+1,854,000+1,872,000+5,074,000)は、法人税等の納付に充てているため、法人税、地方法人税及び住民税以外の金額(事業税部分)を減算調整することになります。 ② 納税充当金の残額200,000円(=27,000,000-26,800,000)については、取り崩して収益に計上されています。つまり、前期に加算され課税を受け、当期に収益に計上し再び課税を受けると二度課税される結果となるため、減算調整が必要となり、納税充当金支出事業税等に含めて調整します。	引当不足額を損金経理により納付していますが、それぞれの税目に応じて税務調整を行います。本問では、法人税、地方法人税及び住民税は損金不算入となるため加算調整が必要です(事業税は損金の額に算入されます。)	2021.8.30
168	側注	追加	*01) 期末資本金1億円以下の法人のうち、大法人(資本金5億円以上の法人)による完全支配関係(100%の支配関係をいいます。)がない法人です。税率区分における中小法人と同じです。	2021.10.15
168	側注	追加	*02) 飲食費のうち、一人当たりの支出金額が5,000円を超えるものをいいます。 なお、接待飲食費の50%相当額の損金算入が認められる法人は、その事業年度終了の日における資本金又は出資金の額が百億円以下であるものです。	2021.10.15